

事業主様

大阪府貨物運送健康保険組合

事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

平素は当組合の運営に種々ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日、政府より公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」に伴い、いわゆる“130万円の壁”（60歳以上および障害年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円）への対策として「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」が導入されましたので、概要についてお知らせします。

◆ 対象となる収入

パートやアルバイト等の勤務先の人手不足による労働時間の延長などによる一時的な収入の変動のみが対象です。

雇用契約自体が年間130万円を超える就労形態である場合は、特例措置には該当しません。

◆ 一時的な収入変動であることの証明

パートやアルバイト等の勤務先の事業主による証明が必要です。

証明書には事業主による「雇用契約等により本来想定される年間収入」と、実際に「人手不足による労働時間延長等が行われた期間」および実績額等の記入が必要となります。様式は厚生労働省のウェブサイト（<https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>）をご参照ください。

◆ 特例措置の対象回数

今回の措置はあくまでも「一時的な事情」に対する特例的のものであることから、「連続して2回まで」となります。

◆ 自営業者について

フリーランスや自営業者の方は、事業主との雇用関係がないため、対象外です。

◆ 事業主の証明により必ず被扶養者資格が認められるか

被扶養者の認定要件は収入だけではないため、その他の要件を満たさないことにより被扶養者に該当しない場合もあります。

◆ 当組合への被扶養者異動届提出の際の添付書類について

上記の「一時的な収入変動に係る事業主証明」と「給与明細6ヵ月分」をご用意ください。

※ これらの他にも一時的な収入変動の確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

ご不明な点等ございましたら、大阪府貨物運送健康保険組合 適用係：06-6965-4051 までお問い合わせください。